

阿賀野市条例第16号

阿賀野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

阿賀野市立学校施設使用条例（平成21年阿賀野市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

備考

- ア 利用時間が30分に満たない場合は、30分として計算する。
- イ 利用時間には、利用の準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- ウ 施設の利用面積を区分できるものは、その使用面積に準じた使用料及び実費相当額とし、納付額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。
- エ 減免後の使用料の納付額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

」

を

「

備考

- ア 利用時間が30分に満たない場合は、30分として計算する。
- イ 利用時間には、利用の準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- ウ 施設の利用面積を区分できるものは、その使用面積に準じた使用料及び実費相当額とし、納付額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。
- エ 減免後の使用料の納付額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

個人利用（一般開放）

学校施設の 名称	利用する 場所区分	使用料 1回当たり（円）			
		市内在住、在 勤・一般	市内在住、 在勤・中学 生以下	市外・一般	市外・中学 生以下
京ヶ瀬小学 校	体育館	50	20	100	50

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。